

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 104 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について……………	1
議案第 105 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	3

議案第 104 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年11月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第33条の 4 第 2 項中「 100分の 137.5」を「 100分の 132.5」に改め、同条第 3 項中「 100分の 137.5」を「 100分の 132.5」に、「 100分の80」を「 100分の75」に改める。

第 2 条 盛岡市職員給与支給条例の一部を次のように改正する。

第33条の 4 第 2 項中「 100分の 122.5」を「 100分の 120」に、「 100分の 132.5」を「 100分の 135」に改め、同条第 3 項中「 100分の 122.5」を「 100分の 120」に、「 100分の65」を「 100分の62.5」に、「 100分の 132.5」を「 100分の 135」に、「 100分の75」を「 100分の 77.5」に改める。

(盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「 100分の 137.5」を「 100分の 132.5」に、「 100分の 155」を「 100分の 150」に改める。

第 4 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「 100分の 122.5」を「 100分の 120」に、「 100分の 140」を「 100分の 137.5」に、「 100分の 132.5」を「 100分の 135」に、「 100分の 150」を「 100分の 152.5」に改める。

(盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 5 条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 100分の 155」を「 100分の 150」に改める。

第 6 条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 100分の 140」を「 100分の 137.5」に、「 100分の 150」を「 100分の 152.5」に改める。

(盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部を次のよ

うに改正する。

第8条第2項の表中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

第8条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の137.5」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の150」を「100分の152.5」に改める。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

県の例に準じ、一般職の職員、常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第 105 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年11月30日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第 4 号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第 4 号）

平成24年度盛岡市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107,595,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 6,629,556	千円 83,195	千円 6,712,751
	1 県負担金	2,363,822	82,898	2,446,720
	3 委託金	477,893	297	478,190
歳入合計		107,512,125	83,195	107,595,320

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 12,834,140	千円 83,195	千円 12,917,335
	4 選挙費	42,577	83,195	125,772
歳	出	合	計	
		107,512,125	83,195	107,595,320

一 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 計 書
 会 社 補 正 予 算 事 項 別 明 細 計 書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	千円 6,629,556	千円 83,195	千円 6,712,751
歳 入 合 計	107,512,125	83,195	107,595,320

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	12,834,140	83,195	12,917,335
歳出合計	107,512,125	83,195	107,595,320

補正額の財源内訳			
特	定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
83,195	0	0	0
83,195	0	0	0

2 歳 入

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費県負担金	9,509	82,898	92,407
計	2,363,822	82,898	2,446,720

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

1 総務費委託金	438,231	297	438,528
計	477,893	297	478,190

節		説	明
区 分	金 額		
7 衆議院議員総 選挙及び最高 裁判所裁判官 国民審査費負 担金	千円 82,898	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費負担金	千円 82,898

11 衆議院議員総 選挙啓発推進 事務委託金	297	衆議院議員総選挙啓発推進事務委託金	297

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	千円 0	千円 82,898	千円 82,898	千円 82,898 県支出金	千円	千円	千円
14 衆議院議員 総選挙啓発 費	0	297	297	297 県支出金			
計	42,577	83,195	125,772	83,195	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 7,006	○選挙管理委員会事務局に係る経費	千円 82,898
3 職員手当等	31,832	001 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務	82,898
		01 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務	82,898
4 共済費	28		
7 賃金	6,591		
8 報償費	306		
9 旅費	48		
11 需用費	4,355		
12 役務費	8,338		
13 委託料	17,206		
14 使用料及び賃借料	3,769		
18 備品購入費	3,419		
11 需用費	297	○選挙管理委員会事務局に係る経費	297
		001 衆議院議員総選挙啓発事務	297
		01 衆議院議員総選挙啓発事務	297